

平成27年12月11日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 同愛会

(2) 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地

(3) 代表者

理事長 高山 和彦

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成27年4月8日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4月20日 第2回指定管理者選定小委員会

（施設実地調査、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月15日 平成27年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価

基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

- 7月6日 企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
- 7月21日 企画提案書受付（経営状況に関する部分）
経営診断委託
- 8月10日 企画提案書受付（事業計画に関する部分）
- 8月31日 第3回指定管理者選定小委員会
（プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
- 11月10日 平成27年度第2回指定管理者選定委員会
（申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を経営評価した結果、利用者個々の状況や環境に柔軟に対応したサービス提供の工夫や、近隣施設や商店会との積極的な交流が行われ、利用者とその家族が安心した地域生活を送るための施設運営に取り組んでいる等の理由により、社会福祉法人同愛会が練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力や資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程のほか、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、所内研修や職員会議等により、職員の意識向上を図るとともに、日々の業務における個人情報等

の取扱いの注意点を日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程、就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われている。

また、理事会等は定期的開催され、評議員に利用者およびその家族を加え積極的に適正な事業運営に努めており、役員構成も適切である。

(4) 運営実績

都内および神奈川県で多種多様な障害者施設を運営し、区内でも障害者グループホーム「東大泉ハイム」を運営するなど、障害福祉分野において十分な実績がある。また、療育センターや高齢者デイサービス、地域包括支援センター等を運営し、児童から高齢者まで幅広い年齢層に対応しており、今後も安定した支援を行う能力を有している。

大泉福祉作業所および大泉つつじ荘における利用者アンケートや運営協議会の評価も良好である。

(5) 効率的運営・効率化への取組

大泉福祉作業所および大泉つつじ荘の一体的運営を効率的に行い、多職種を有効に機能させているほか、職員育成において利用者の生活全体、24時間365日を支援する意識の向上に努め、日中・夜間のどの事業においても利用者本位の支援ができるように取り組んでいる。

(6) 受託への熱意・意欲

障害者の高齢化・重度化への対応をはじめ、地域生活に課題を抱え緊急に利用するケース等、多様な利用者を積極的に受け入れ、支援体制の工夫や関係機関との連携を通して地域福祉の充実に取り組んでいる。

練馬区障害者計画および第4期障害福祉計画の基本理念の実現に向けて取り組む提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設設備の安全確認を毎日実施しているほか、法人の安全管理・危機管理総合マニュアルにより、緊急時等の行動や報告の総合的な手順の共通認識がとられており、危機管理の徹底に努めている。また、24時間運営する施設として、夜間帯における非常時の連絡体制や職員招集のルール化、不審者来訪時の対応手順等を定め安全管理に取り組んでいる。

(8) 施設管理運営体制

大泉福祉作業所および大泉つつじ荘に関する区の計画・方針を踏まえ、地域や関係機関と連携した施設管理運営に取り組んでいる。

月1回の定期的な避難訓練に24時間運営施設として夜間想定訓練を取り入れる等の取組を行っている。災害時の緊急避難的な受入れも想定し、近隣の福祉施設との連携強化に取り組んでいる。また、区関係機関主催の各種研修への講師派遣など、区内事業者のスキルアップやサービス水準の維持に積極的に協力している。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

法人の苦情解決規程が整備され、第三者委員が家族会や運営協議会に参加し制度の周知に努めている。また、接遇や人権擁護についての法人研修のほか、虐待防止について所内研修を行うとともに、家族や第三者委員を含めた虐待防止委員会の活動等を通じて人権擁護への取組を積極的に行っている。

接遇について、日々の朝礼や会議で「気づき」を報告し、適切かつ温かみのある対応の維持向上に努めている。

(10) 職員の育成

法人研修委員会による全体研修に加えて、施設ごとに職員育成計画および年間計画を作成し、外部・内部・自己啓発の3部門からなる研修を計画的に行っている。大泉福祉作業所および大泉つつじ荘ではパート職員向け所内研修を実施するほか、共通理解のスキルとして全職員が応用行動分析を身に付け、チームとして支援が実践できるよう取り組む等、専門性の向上に努めている。

(11) 団体の理念・姿勢

法人の理念「人生（存在）への支援・援助」および存在意義「どんなに重い障害があっても地域で暮らし続けることを実現させる」のもとに、個人としての尊厳と地域社会との関わりの中で、かけがえのない存在として当たり前の地域生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

法人理念および行動規範等はホームページに公表され、各事業所内に掲示、職員には研修や会議で周知、利用者へは利用契約時に説明するほか、家族連絡会において説明している。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

区民雇用の促進を重視し、平成27年4月1日現在、全職員の約5割が区民である。

地域性と運営の効率性の両面からとらえた上で、再委託を行う場合はできる限り区内業者を優先しており、細かな修繕なども区内業者の活用を最優先している。また、物品購入に当たっても近隣商店等を活用し、可能な限り区内業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

自主生産品の販路拡大・販売強化や区の共同受注事業への積極的な参加による工賃向上、および新卒者に対する見学会を通して施設を理解してもらう取組を継続するなどによる利用率の向上を図る提案がある。高齢者施設入所者への買物代行サービス事業の立上げの検討や隣接施設との祭りの共同開催など、近隣の商店会や施設との連携をさらに強化し、より一層地域に根付いた施設運営を進めていく提案がある。また、地域サークルの集まり等に貸出しを行うなど、施設が障害者だけではなく広く地域住民の社会資源となり得るよう取り組んでいる。さらに、一体的運営のメリットを生かし、看護師、栄養士等の専門的知識を各事業を越えて職員が活用し、健康状態に不安のある利用者等の支援を今後も適切かつ柔軟に行う提案がある。

指定管理者（社会福祉法人同愛会）の審査結果
 （練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	3点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者総合支援法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による、大泉福祉作業所および大泉つつじ荘の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
計	100点	73点